

議案第17号

加西市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について

加西市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について、加西市議会基本条例第11条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年2月29日提出

加西市長 西村和平

(審議資料)

介護保険法第 117 条の規定に基づき、3 年を 1 期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を策定する必要があり、また、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、高齢者福祉計画を一体のものとして作成することとなっている。平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間を計画期間とする本計画を策定するにあたり、議会の議決を求めるもの

政策等の形成過程説明資料

平成24年 3月定例会

議案等 の件名	議案第17号	政策等 の区分	計画	事業	条例
	加西市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について		その他()		

①【政策等を必要とする理由】

介護保険法において、市町村は国の基本指針に即して3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を策定するよう規定されており、今年度は、第5期(H24年度～H26年度)介護保険事業計画の策定の年となっています。保険者として介護保険事業を適正・円滑に実施していくため計画を策定します。

また、老人福祉法の規定により、老人居宅支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画「市町村老人福祉計画」を介護保険事業計画と一緒にものとして作成しなければならないことになっており、高齢者の安心ある暮らしの実現にむけて高齢者福祉施策の推進ため計画を策定します。

②【検討した他の政策等の内容】

第5次加西市総合計画・加西市地域福祉計画

総合計画：施策16「社会参加を通した生きがいづくり」や施策19「地域で支え合う安心の暮らし」について、高齢者の就労支援やボランティア活動の支援、地域での様々なサービスを包括的、継続的に提供する「地域包括的ケア」の仕組みを構築していくために、地域包括支援センターの機能の充実や医療と介護の連携の強化等を検討

③【他の自治体の類似する政策との比較】

各市町とも国及び県の指針に基づき高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画を策定中である。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策5	「誰もが最後まで元気に暮らせる健康づくり」
	政策6	「身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり」
基本計画	施策16	「社会参加を通した生きがいづくり」
	施策19	「地域で支え合う安心の暮らし」

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

介護保険法

老人福祉法

加西市介護保険条例

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 H24～H26年度の3年間 (単位:千円)

総事業費	国・県支出し金	市債	その他特財	一般財源
12,168,040	4,766,016	0	5,869,038	1,532,986

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

○高齢者人口・介護認定者数を推計し3年間のサービス見込み量を算定

高齢者1人当たりの事業費

H24年度 301,680円/人(事業費3,829,527千円 被保険者12,694人)

H25年度 310,035円/人(事業費4,032,938千円 被保険者13,080人)

H26年度 320,737円/人(事業費4,305,575千円 被保険者13,424人)

⑧【市民参加の状況】

有 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

実施期間: 平成23年12月28日～平成24年1月23日

提出者数: 133名

意見総数: 178件

策定委員会10名のうち、区長会代表1名・老人クラブ連合会代表1名

⑨【政策の効果予測】

計画を策定し、介護サービスや福祉サービスの充実をはかり、また地域のネットワークを構築していくことにより高齢者が安心して暮らせるまちづくりを展開していく。

担当部局	担当課	添付資料の有無
市民福祉部	長寿介護課	有 無